### 研究例会

## 天皇問題に関して

中 (現代宗教研究所顧問) 教 篤

ていたのでは一時間ではとてもだめですから、天皇が現人神ということで定着してくる明治以後の問題に絞っていき たいと思います。 天皇問題について論ずる場合には古代からの歴史をたどっていかなければなりませんけれども、そんなことをやっ

のが確立されます。それは 明治維新で明治新政府が出来上がって間もなく、三条教訓あるいは三条教則といいますか、三つの原則のようなも 第一条 敬神愛国の旨を体すべきこと

第二条 天理人道を明らかにすべきこと

皇上を奉戴し、朝旨を遵守すべきこと

というもので、日本国民全体が守るべきものということが言われてきたわけです。

ここで「敬神愛国」という言葉が出てきますが、この「神」というのは、とりもなおさず伊勢神宮を中心とした天

天皇は絶対である。神聖にして侵すべからざるものであるという明治憲法に規定される天皇制が確立されてくる。 ということは間違いない。こうして国家神道が確立されてくるとともに、明治の絶対主義天皇制が出来上がってくる。 といわず、あらゆる宗教は絶対主義天皇制政府に対して忠誠を尽くしていかなければいけない、ということになって 照大神で、これは天皇の祖先であるということになってきます。この精神に従って、日本の仏教といわずキリスト教 ここらあたりから、神道あるいは神社は宗教ではない。あらゆる宗教の信者ばかりでなく、 これはさかのぼって言えば、天皇家の皇室神道であったものを、国家神道化していこうとする含みの原則論である 国民すべてがこれを崇

ます。 なります。 号で、政府は神社制度調査会管制を発令します。この神社制度調査会というのは、ひと口で言って、先ほど申し上げ たように、神社は宗教ではないという考え方を強固にしていくことをネライとしたものだということが言えると思い 敬しなければならないものであるという神社非宗教論が、政治的な理由で出されてきます。 その調査会の第三回の委員会で、当時の安達内務大臣が次のように言っていることを見れば、そのことは明らかに それが明治を経て大正・昭和の初めにますます強化されてきます。一九二九年 (昭和四年) 十二月、 勅令第三四七

これが神社制度調査会管制がねらいとした方向づけなわけです。 従来、 至当のことと存ぜられますから、将来ともこの方針でまいりたいと考えております。 尊崇しなければならぬものでありまして、従来、制度上、神社を全然宗教と区別して取り扱い、きたったことは 範疇に入るかどうかは別問題といたしまして、日本の神社はどうしてもいわゆる国家の宗祀として永遠にこれを 政府は神社をもって全然宗教と区別して取り扱ってきた。神社が学問上広い意味においていわゆる宗教の

代の中で、 ういう歴史にも関連があるわけです。 理論づけしていったという面がある。だから、仏教と神道とが何となくゴチャゴチャになってきたというのには、 言っていますが、神社は宗教であることは間違いない。神道は原始宗教であることは事実です。室町、鎌倉という時 いまだに神仏習合が心の中に何となく存在する現実が残っているわけです。仏教理論などを用いながら、神社神道を ここで一言しておく必要があるのは、本宗の三十番神思想です。日蓮聖人がいかにも三十番神を祭ったように、 神道の理論化が図られてきます。その理論化を図るために使われたのが仏教であります。そこで、我々は

そ

今、 述べたように、「神社が学問上広い意味において、 いわゆる宗教の範疇に入るかどうかは別問題とする」 と

うか。吉田兼俱という神職がつくり上げた思想が、三十番神思想を大きく盛り上げていったということが言えるよう まだに考えているお坊さんがいっぱいいる。三十番神思想が日蓮宗の中で確立してくるのは室町時代ではないでしょ

に思います。 んたちがずいぶん見受けられるというのも、そういった歴史的事実があったと思います。 ところで、神社制度調査会で安達内相が、さきに申し上げたような内容の発言をして、神社は宗教でないというこ 我々はこれを守護神的に扱っておりますけれども、何となく三十番神を本神みたいに思い込んでいるようなお坊さ

とを政治的に国民に植えつけていこうとした。このときに、もちろん仏教も神道もキリスト教もそれぞれに関心を

持ったわけです。中でも仏教では真宗系各派です。今でも靖国神社問題、その他の神社問題で真宗の人が批判的に動 の政治状況の中ではなかなか言い切れないものですから、さまざまな言い回しをして批判をする。 から、真宗系各派では神社非宗教論というのには抵抗を持つわけです。けれども、それが断じていけないとは、当時 くというのは、こういう伝統があるからでありましょう。親鸞以来「神祇を拝まない」という考え方が強いものです

正神には参拝し、邪神には参拝しない。国民道徳的意義において崇拝し、宗教的意義において崇拝することはで

きない。神社に向って吉凶禍福を祈念しない。この意義を含める神札、護符を拝受することはできない。

ということを条件として、「神社非宗教論」に対したわけです。

ここまでも日蓮宗では言い切れなかったわけです。それで今日に至っているのが、先般の天皇大葬における管長の

奉悼文になってあらわれてくるということだろうと思います。 しかし、真宗では、さきのような条件をつけたわけです。要するに、宗教でないというならば、宗教行事をするな

ということです。お札を出したり、今で言えばお賽銭箱を置いたり、おみくじを出したりするなということです。

キリスト教になると、もっと徹底してくるわけです。キリスト教のほうでは、神社は宗教でないという考え方に対

して、

当時のキリスト教の五十五団体が集まって、次のような指摘をします。

、この際、神社に関する本質的な調査研究を遂げ、神社は宗教なりや否やの問題を明白に解決せられ、

その他いかなる名目においても、これをあいまいにせざること。

、神社を宗教圏外に置くものとするならば、その崇敬の意義及び対象を明らかにし、教派神道との混淆を正し、

祭祀・祭式の宗教的内容を除き、かつ祈願・祈禱及び神札、護符の授与または葬儀の執行、その他一切の宗教

、神社を宗教圏内に置くものとせば、 直接にも間接にも、その宗教行為を国民に強要せしめざること。(これ

的行為を廃止せられたきこと。

は今の憲法に生かされてきていると思います)

、思想の善導及び教化事業等の進行に当たっても、国民各自の良心を重んじ、いわゆる生徒参拝強制の問題、 神棚問題等のごとき痕事を惹起せざるようにせられたい。

という要請文を出しています。 、帝国憲法の保障する信教自由の本義を明らかにし、本問題解決の基調とせられたい。

96

これを今読んでも相当筋が通っていると考えられますが、ほかの仏教既成教団では、ここまで言い切れる教団はな

のころは日中戦争が盛んなりしころで、太平洋戦争に突入する前です。当時の政府が戦意高揚を図ろうと意を砕いて こうした経過をたどりながら、一九四○年(昭和十五年)に皇紀二千六百年の奉祝式典が盛大に行われました。こ

そのときに、神祇院というものを政府が新設します。神祇院というのは、「神祇、祭祀は我が国正教の基本である。

いたころです

殊に今日我が国の当面している内外の重大性に鑑みれば、更に一層敬神崇祖の国風を振作し、これによって国民の一 人一人が真に国体の本義に徹し、万民翼賛の実を挙げることの緊切さを痛感する」という、安井初代総長の発言にあ

す強固になされていった。これが神社非宗教論のアウトラインであります。 このような経過の中で、他面では、仏教のあらゆる教団はさまざまな弾圧体制に投げ込まれていくことになります。

97

るような組織づくりをネライとした。そして神社は宗教でない、あらゆる宗教の上にあるものという考え方がますま

これが国家神道体制というものです。

こういう経過をたどる中で、国内的にはどういうことが起こってくるかというと、大正十四年に治安維持法といっ

て、共産主義者の運動、過激な運動、国家を転覆させるような運動を取り締まるということで出来た法律によって、

共産主義者の弾圧が非常に厳しく行われたわけです。 ところが、この治安維持法が、一九四一年(昭和十六年)に、この内容では間に合わないので改正をするというこ

とで、治安維持法改正案が国会に上程されます。これは国会では通らなかったのですけれども、勅令でこの改正案が

98

題があった」ということを言い出してきているわけです。 な改正点でありまして、このころからの宗教弾圧はすさまじいものになってくるわけです。日本の治安維持法研究者 冒瀆するような者を取り締まるというのが、初期の治安維持法です。ところが、改正法の中には「国体を否定し、又 を否定し、皇室の尊厳を冒瀆する」というだけであったために、伊勢神宮を拝まないという宗教を取り締まろうとし の中でも、つい最近までそれを見落としていて、私が盛んにそれを指摘してきて、やっとこのごろ、「あ、ここに問 は神宮若しくは皇室の尊厳を冒瀆した者」といって、「神宮」が入ってくる。これが治安維持法改正法の非常に重要 なぜ治安維持法改正法の中に、「神宮の尊厳を」というのを入れたかというと、最初の治安維持法の場合は、「国体 大正十四年の治安維持法と昭和十六年の治安維持法改正法との非常に大きな違いは、国体を否定し、皇室の尊厳を 成立をしたという、いわくつきのものです。

はよくないということは一応言ったけれども、法律的に取り締まりがなかなかきかない。そこで、「神宮」というの とを入れ込んできて、要するに伊勢神宮を中心とした国家神道体制にさからう者は、それまでは刑法で取り締まった て逮捕、投獄をしてきたけれども、法律上なかなかうまく取り締まりがきかない。そこで、ここに「神宮」というこ 王仁三郎その他が逮捕されたわけですけれども、これを取り締まるときに、伊勢神宮を拝まないという問題で、これ わけですけれども、この治安維持法そのもので取り締まるということが起こってきた。 このような形にした一つの理由は、新宗教である大本教弾圧です。大本教が大正年間に第一次弾圧を受けて、

学に行かれたと思いますが、あの本部をダイナマイトで爆破し、教祖のお墓をあばくという、宗教弾圧史上類のない

大本教はその後に二次、三次の弾圧を受けます。最後の弾圧では、現宗研の新宗教研究グループは綾部の本部を見

を治安維持法の中に明文化することによって、そういった「不敬」な宗教者を逮捕することをしやすくしたというこ

とです。

はご存じないために、案外簡単に考えておられるけれども、十五年戦争下の体制というのは、これほど厳しかったと これが後の我が宗における遺文削除、曼荼羅不敬事件にも関係してくるわけです。こういう点は、日蓮宗の方たち

いうことを、もう一度思い返していただきたい。

伊勢神宮のお札を祭らないという理由で逮捕されて獄死をするわけです。彼は獄中で頑として、伊勢神宮を拝むこと こういった治安維持法のもとで弾圧を受けた中に、創価学会牧口常三郎がいるわけです。彼は伊勢神宮を拝まない、

です。 を、日本国民として、あるいは日蓮宗徒として当然のことだとは言わなかったわけです。そのために獄死をしたわけ

中に大変おもしろいことを言っている。 彼は「おまえはどうして伊勢神宮を拝まなかったり、お札を祭らないのか」という取り調べに対して、その理由の

じゃないか」と、彼は言っている。それから、「日蓮聖人の書かれたお曼荼羅の中に天照大神とあるんだから、それ 上へ行ってしまって、いないのだ」――これは日蓮聖人の「神天上思想」ですね。「そこを拝んだってしようがない

その一つに、神天上思想がある。「もう今の日本では法華経信仰を持っていない連中が中心なんだから、

を、わしは拝んでいるんであって、わざわざ伊勢神宮まで参拝に行く必要はない」。 というのが、牧口常三郎の官憲取り調べ中の意見の一つです。私は、これは立派だと思う。日蓮宗なんかは、

態度は、本宗の態度より立派だったと言えると思います。 勧請問題で、ただ、あたふたしてしまって、どうにもならなかったというのが実情ですけれども、牧口常三郎はそう いう点ははっきりしている。今、私は創価学会を徹底的に批判する立場でいるけれども、少なくとも当時の牧口氏の

それから、治安維持法改正法の出来る二年前、一九三九年(昭和十四年)に、宗教団体法がつくられます。これに

神様は天

よって各宗教の宗派の統合がなされます。要するに、別れている宗派を統合して、当時の絶対主義天皇制のもとで、

これを自由に動かしやすくしていきたいというネライがあった。

宗教団体法が国会に提案されたときに、当時の松尾宗務局長が、

ないような不了見なまねをするようであれば、それは明らかに安寧秩序を乱すものである。 もしも宗教団体あるいは教師等が教義の上から、我が国において神社参拝を拒むような、あるいは人を参拝させ

と言っております

いる。したがって、ここで、神社参拝をしない人は安寧秩序を乱すものだ。だからそういうことをさせないというこ 要するに、当時の帝国憲法では、「安寧秩序を乱さざる限りにおいて」という前提がついて信教の自由を保障して

とを我々は考えている。それこれを含めて、いい宗教には小々特権を与えるというような宗教団体法をつくるんだ、 どということは一言も言わない。それが権力者の方法なんですけれども、非常に露骨にそういうことを言っている。 というようなことを言っているわけです。大体、宗教法をつくるときは、みんな弾圧をするために宗教法をつくるな

それと治安維持法の改正、それから、先ほど来言った「神社は宗教にあらず論」というのが一緒になって、宗教弾圧

\_

が促進されていった、ということになるかと思います。

そこで、本宗の問題に入っていきたいと思います。

今度の大葬のとき、管長の奉悼文などにいろいろな意見が出てきました。ところで、勅額降賜の問題というのが、

皆さんもご存じだと思うけれども、身延山の法主であった杉田日布師が亡くなって、その後、私の祖父師匠なんだけ 本宗においては天皇とつながる非常に大きな問題になってきた歴史があったと思います。この勅額降賜というのは、

年十月に「立正」という額をもらった。これがちょうど六百五十遠忌に間に合ったということで、日蓮宗が大喜びを この請願をするのに、 岡田日帰師が法主になる。一九三一年(昭和六年)四月に勅額をいただきたいという請願が出され、 請願書というものが必要なのですが、これを作文されたのが田中智学氏です。 岡田日帰、 H

弘安ノ大役ニ際スルヤ、老軀自ラ峻嶺ニ登攀シテ敵国降伏ノ祈禱ヲ行フ。其修法曼荼羅ノ真蹟、今猶墨痕 純忠三世ヲ一貫シ気魄万代ヲ掩フ。 タルヲ見ル、其模本ハ曩ニ先帝登極ノ大礼ニ際シ之ヲ闕下ニ奉献スル所、 日蓮護国ノ精神願業文ニ在テ顕然タリ。

酒井日慎師というような人たちがいろいろ連絡をとり合って請願をした。その請願書の中に、

中智学、

れども、

という書き出しに始まっているわけです。 要するに、蒙古退治の曼荼羅真筆論に立って、それを奉献した。これは、後に真筆でないということで問題になっ

て、それを奉献するのはけしからんと言って、右翼が騒ぎ立てるという、わけのわからない宗内状況が起こるわけで

-101 -

いずれにしても、蒙古退治を日蓮聖人は熱禱された。そのお祈りの曼荼羅の写しを奉献した、ということを言っ

す。

教風イヨイヨ興隆シ、 ているわけです。 そして「勅額ヲ拝スルヲ得バ、皇恩仏徳渾然トシテ感応シ、法國冥合ノ大契ヲ眼前ニ実証シテ信敬イヨイヨ厚ク、 尊王護国ノ祖業輝キヲ増サンコト必セリ」という請願文をつくったわけです。

気が、いまだに宗内に充満しているような感じがある。 言っている日蓮宗の指導部というのは、一体何を考えているのかよくわからないと言えると思います。こういう雰囲 これをお読みになったら、この間の管長奉悼文とよく似ていることに気付かれるでしょう。こんなことをいまだに 勅額をもらって大変喜んだわけでありますが、大体こういう発想で勅額をもらうこと自体が、果たして日蓮聖人の

精神かどうか。これは非常に大きな問題だと思います。同時に、勅額をもらって以後、日蓮宗団が中国侵略戦争に全

面的に協力、加担をしていくということになっているわけです。

ていこう、ということを訴えるわけです。 なければいけない、というようなことをいろいろと言って、勅額をも下賜された天皇の精神に奉答する大伝道をやっ の方の方針演説で、満州国は帝国の生命線だから、これを守らんとして忠勇義烈の皇軍将兵が戦っているのを慰問し その翌年、一九三二年(昭和七年)三月に、日蓮宗第二六定期宗会で、柴田一能という人が宗務総監でしたが、そ

が中核体となって、大いに協力をしていかなければいけないというわけです。 同年四月に、日比谷公会堂で勅額を飾って、聖旨奉答の国禱会を開く。それで、とにかく日中戦争に対して日蓮宗

また、聖旨奉答の国禱会での酒井管長の願文も大変なものです。

先哲云ク「法妙ナルカ故ニ人貴シ、人貴キカ故ニ処貴シ」

日蓮聖人の遺文も、使いようによってはいいかげんになるもので、なかなか上手に使っていると思います。その後

が問題です。

哉此国。本地久遠実成三身即一天照皇如来、此国ノ中尊トシテ、威霊厳然、本法真付ノ血脈ヲ相承シ玉ヒ、其宝 閻浮提第一ノ本尊既ニ此国ニ建テ梵天帝釈モ来ッテ蹋ミ玉フヘキ本門の大戒壇将ニ此国ニ立テラレントス貴イ

孫、本門戒壇建立ノ大願主トシテ、未来ニ其時ヲ待チ玉フ。本経ノ密意吾祖ノ顕釈、夫レ斯ノ如シ。誰カ之ヲ疑

ハン。

などと言って、如来にまつり上げるなんていうことが、日蓮聖人のご真意に添っていると言えるのでしょうか。こう そして、天皇が「本門戒壇建立ノ大願主トシテ、未来ニ其時ヲ待チ玉フ」と続く。とにかく「三身即一天照皇如来」 要するに、天照皇如来ということで、いつの間にか神様が如来になっている。それが「此国ノ中尊」だとされる。

いう管長の願文が堂々と述べられている。まあ、この当時のことですから、仕方がなかったといえば、それまでです

が、何かここで、似たような雰囲気を今度の管長の奉悼文を読んで感じませんか。 今度の天皇の葬儀に関連して少し言いますと、大正天皇の葬儀のとき、奉悼文が宗門に示された。これを見ても、

すさまじいのです。どういうふうに述べているかというと、 経ニ日ク、今此三界 皆是我有 其中衆生 悉是吾子 而今此処 多諸患難 唯我一人 能為救護ト。宗祖日ク

天ノ三光ニ身ヲ温メ、地ノ五穀ニ魂ヲ養フコト、コレ皆国王ノ恩ナリ。

と記されている。

言い方での奉悼文を通読すると、「唯我一人」は天皇になってしまう。お釈迦樣ではなくて、天皇が「唯我一人(能 これを見て私はびっくりしたんだけれども、あえて法華経の一節の「唯我一人 能為救護」を持ってくると、この

為救護」なさるものであるという発想のようであります。

-103

ら読んだ文章と一脈相通ずるものがあるという点を、ひとつ記憶しておいていただきたい。 こういう経過をたどってきたのが、勅額降賜です。ですから、勅額をもらってから、ありがたいありがたいと言っ 今度の奉悼文は、皆さんご存じのようなもので、ここまでは言っていませんけれども、読んでみると大体先ほどか

かされてしまう。あるいは、いってしまったなどという宗内の状況を我々は見ておかなければいけないだろうと思い ているけれども、 内容的には、勅額をもらって聖旨奉答大伝道などと称して、中国侵略にべったりとのめり込んでい

四

ます。

# こういう中で、昭和七年に遺文削除問題が起こります。詳しく知りたい方は、私が編集した『戦時下の仏教』の中

年、十二年ごろですけれども、昭和七年ごろからも、こういうふうな内務省警保局の警告のようなものが出てきてい て削除したらどうか、すべきではないだろうかという意見が出されている。もっと厳しくなるのは、当然、 で、「日蓮遺文削除と国神勧請問題」というのを、石川所長が非常に詳しく書いていますので、後で読んでください。 一九三二年(昭和七年)に内務省の警保局から、日蓮の遺文の中に不敬に該当するものがある。これを出版に際し

き王にて」(同)というのは崇峻天皇のことを言っている。こういう文章をいまだに読んだり、信者に聞かせたりし 給う。其の一人は崇峻天皇なり」(昭和定本一三九六頁)とあるのは天皇侮辱である。それから、「ややもすれば腹悪 それは皆さんもある程度ご存じと思うけれども、例えば『崇峻天皇御書』に「日本始まって国王二人、人に殺され

ているのはけしからんというわけです。

る。

これは安徳天皇のことで、本当のことですから、しようがないんだけれども、とんでもないというわけです。 『神国王御書』の中の「此の王は源頼朝将軍に攻められて海中のいろくづの食となり給ふ」(昭和定本八八一頁)。

『四条金吾殿御返事』に、「又釈迦仏にあだをなせしゆへに、三代の天皇竝に物部の一族むなしくなりしなり」

二八三頁)とあるのもけしからんから削りなさいということになった。 和定本一三八一頁)とか、「すると忽ち天皇を初め守屋、馬子等は何れも泡瘡に罹り」(日蓮聖人御遺文講義第十三巻

これで宗内は非常に動揺を来しました。

ます。数えようによっていろいろになります。それこれ含めて、相当多くの箇所を削れということを言われた。 この遺文削除に対して、浅井要麟さん、久保田正文さんが中心になって、どう対応すべきかということを話し合わ 石川所長も完全に数え切れなかったし、私もわからないのですが、いまだに何ヵ所か不明です。百五十とも言われ

れたようです。宗内でもいろいろ問題があって、宗議会でもなかなかおもしろいんです。篠原智光議員、私もよく存

(昭

ろが、うまいこと敗戦になったものですから、削除遺文集が出てこなかった。これは一面から言うと残念なんです。 削除遺文が出ていると、何ヵ所削られたか全部わかるわけですから。そうでないから、石川所長も苦心されるという 言ったら大変だ」と、こうなってくる。そういうことで、抵抗はありましたが、どうもすきっと対応できない。とこ

穴場を探していたのだろうと思いますが、「日蓮宗の曼茶羅における天照大神尊王の座配は不敬だ」ということで、 一九三六、七年(昭和十一、二年)になると、兵庫県の神職会の徳重三郎という人が、日蓮宗について批判をする。 ことになったわけです。

神戸地裁に告発します。ここから曼荼羅不敬事件が始まるわけです。それがだんだん政府筋でも、なるほどそうだと いう形で受けとめられて、圧力がかかってくるのであります。 とではないでしょうか。 いう法華信者も逮捕され、獄中で亡くなられる。 これが遺文削除問題と曼荼羅不敬事件の大方の実情です。こういう歴史をよく知っておくことは、極めて大切なこ 遺文削除、曼荼羅不敬などに割合に抵抗した苅谷日任上人、株橋諦秀さんなどが逮捕される。それから、原真平と また、かさねてこういうことがあったら我々は一体どうするかということは、考えておかな

-105

#### Ŧ.

ければならない。いや、そういうことを繰り返させてはならないんです。

ら増田宣輪(日遠)、西川景文という諸師が、一九三八年(昭和十三年)に皇道仏教行道会をつくるわけです。 この皇道仏教行道会というのは、そもそもが清水梁山という学者の「王仏一乗論」という考え方が、天皇本尊にだ

こういう時期にちょうど起こってきたのが皇道仏教行道会です。 九識霊断をつくられた高佐貫長(日煌)、 それか

中師です。この高橋善中師の「天皇本尊」という考え方が、皇道仏教行道会に反映をしていくわけです。 高佐貫長師は私も存じあげていましたが、戦後になると、今度は一九四九年(昭和二十四年)に『十字仏教』とい

う本を出します。その後、キリスト教もあまり伸びないということがあって、今度は九識霊断を始めるわけです。私 は高佐貫長師には多少注目されていたようで、「一生懸命やれ」とか言われたものです。しかし、今批判的にならざ

たのです。 るを得なくなったのですが、おもしろい人ではある。だけど、機を見るに非常に敏な人で、そこで私は敬遠をしてい

内情勢と合わせた形で起こり、宗内はずいぶん混乱しますが、最終的にはあまり伸びませんでした。 れます」というのが皇道仏教行道会の中心的発想であります。これが「天皇本尊論」であります。こういう運動が国 した名称であります。……故に皇道仏教の御本尊は印度応現の釈迦牟尼仏ではなくて万世一系の天皇陛下で在らせら と称して後世に発達完成することを遺嘱されました。即ち皇道仏教とは王仏冥合の三大秘法を現代の詞に要約して銘 指導をしている。 どういうことを言うかというと、「皇道仏教とは法華経の妙理を以て日本国体の尊厳なる所以を顕 かにし、大乗仏教の真精神を発揚して天業を翼賛し奉る宗教であります。是を高祖日蓮大聖人は王仏冥合の三大秘法 本尊論」そのものずばりです。増田宣輪、西川景文師らは理論的には別にどうということはない。高佐さんが理論的 これに対して立正大学の先生をやっていた清水龍山師は、徹底的な批判を加えています。これから、宗学を勉強す 戦後になって、皇道仏教行道会の宗義なるものを読ませてもらってびっくりしました。まさに高橋善中師の「天皇

-106

今梁山師は偏に此方面(註―本地垂迹神仏一体習合)を力説し其極終に王仏一乗即ち「本尊の正体は天皇陛下」

るためには、どうしても清水龍山を通らなければだめだと思います。そうでないと歴史的に理解ができない。清水龍

山師は清水梁山師に対して

という手厳しい批判をしているわけです。戦争が激しくなるにつれて清水龍山師も多少動揺はされます。けれども、 た何んとか謂はん。……本化別頭至高最上の大法をして一法華神道の卑下に就かしむ 念修行の大帰依処也正境也皇室の賢所又は宗廟に非ざる也師の説の如き是れを国体迎合曲学阿世と謂はずして将 幡なれ……抑法華経は即身成仏教なり国民道徳経に非ざる也日蓮宗は仏教なり神道に非ざる也本尊は即身成仏信 書也」と言ふに至る是の如くんば法華経と日本国と主客孰れぞや、抑も法華経の為めの日本国法華守護の天照八

これは割合に早い時期ですから、小々違ってはきますけれども、この基本線を非常に強く主張されております。

同時に『偽日蓮義真日蓮義』という本の中で、「彼の一人は全然神官服なり」と清水梁山師を批判し、法華経信者

どではないけれども、小々神主さんのような恰好をしている。智学教学というのは、そんなようなものだという意味 の指摘をされております。 で神主の服を着ているんだと言っている。「他の一人者亦相似たる服装で」。これは田中智学氏のことですが、梁山ほ したがって、我々は清水龍山師の教学その他をもう一度勉強し直してみる必要はあるだろ

107

学んでおく必要があると思います。 かなければいけない。それから、勅額降賜以来の歴史も、遺文削除、曼荼羅不敬事件などというものを通して、よく 神道儀式について考える場合にも、清水龍山師流に言うと、宗内の「神官服を着たような教学」を鋭く見抜いてお

ここで、政教分離問題、特にこれから問題になってくるであろう大嘗祭の問題について触れてみたいと思います。

今度、昭和天皇が亡くなられて以後、大喪の礼があり、賢所から始まったさまざまな神道儀式、 新宿御宛で行われ

皇位継承、第二章第一〇条で「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ践祚シ、祖宗ノ神器ヲ承ク」とあり、第一一条に「即位 た。そういう雰囲気の中で、明治二十二年に大日本帝国憲法と皇室典範が発布される。その皇室典範には、第一章に

かく定められ、践祚の式、即位礼及び大嘗祭の儀式というものが決められたわけです。案外たくさんの儀式があって、 礼及大嘗祭ハ京都に於テ之ヲ行フ」と定められている。一九〇九年(明治四十二年)に登極令がつくられ、儀式が細

た。見ていたら、三十五日、四十九日というのが出てくるわけです。これは仏式です。神道ではそういうものはあり で行われているわけです。ついせんだって孝明天皇の葬儀の式次第が発見されたといって、テレビで放映していまし 言っておりますけれども、全くそうではない。こういう儀式が確立されたのは大体明治です。孝明天皇の葬儀は仏式 室の神道儀式として前からあったものを整理して、それを国家的な儀式にしたのが明治の年代です。 二十四、五あると思います。こういう儀式を経て、天皇の地位が確立すると言われているわけです。これはすべて皇 とにかく天皇の儀式の問題に関しては、いかにも古代から日本国そのものがそういう儀式を行ってきたかのごとく

-108

ところが、敗戦後の日本では「日本国憲法」がつくられ、その第二○条で、

れを国家の儀式として行ってきた。

で、私はびっくりしたのですが、仏式です。それが、明治天皇のときから神道形式をそのままずばりと採用して、そ ません。 明らかに仏教儀式で行われている。「孝明天皇の葬式は仏教儀式だったらしいね」 とテレビで言っているの

## 力を行使してはならない。

- 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

このように信教の自由が非常に厳密に規定されました。同時に戦前の皇室典範、登極令は廃止された。新しい皇室典

範では

第二四条 〔即位の礼〕 皇位の継承があったときは、即位の礼を行う。

第二五条 〔大喪の礼〕 天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う。

とあって、大喪の礼をどういうふうに行うとか、即位の礼をどう行うかという規定がない。そこで、政府は困って、

新宿御苑での大喪の礼では、鳥居を途中で取り払うということをしたわけですが、今度の大嘗祭を国家行事にすると

なると、まさに日本国憲法違反になります。

うのが大嘗祭です。新しく穫れたお米ですから、どうしても秋にならざるを得ない。 斎田点定の儀というのがありまして、そのお米をどこでつくらせるかというところから始まります。 聖なる米です

式です。これは皇室の儀式として今でも続いているわけです。それを、天皇がかわったときには、もっと大々的に行

敗戦前には新嘗祭という祝日がありまして、天皇が新しく収穫したお米を天照大神にささげて、ご供養するという

から、やたらにどこででもつくるのではなくて、田圃を指定する儀式があります。そこで収穫したものを神にささげ

るということになります。

つ伊勢神宮を初め皇霊殿・神殿及び官・国幣社に奉幣の儀があります。これは戦前の皇室典範に基づいた儀式ですが、

大嘗祭前日に「鎮魂ノ儀」があり、当日は京都御所春興殿の賢所において「大御饌(オオミケ)ノ儀」があり、

恐らくこれに似たようなことを、少々簡略化しても行うと思います。悠紀殿、主基殿の儀が大嘗祭における非常に重

注目すべきです。 皇を国家的に認めることになり、明らかに戦中の国家神道体制が一部復活することは間違いないということに我々は するか話し合っている教団はないようです。どうしていいかわからないというのが実情ではないでしょうか。 ですから、現人神天皇になってくる。天皇は人間宣言をしたわけですが、大嘗祭を国家行事として行えば、現人神天 しかし、これは大変大きな問題を含んでくると思います。政治的に言えば、天皇が祖先神と一体になるということ

中には大嘗祭を行わなかった天皇もいるわけです。これは「半帝」と言われております。大嘗祭を行わないと、本

で、国民からお金をカンパしてやればよい、というようなことを言わざるを得ない。それぐらい矛盾に満ちた儀式で

だから、上山春平氏などでさえ、これを国家行事として行うことには無理がありそうなので、国家予算を使わない

だから皇統連綿ということの理由づけになるわけですが、こういう儀式は間違いなく神道儀礼であって、これを国家

いずれにしても、その儀式によって天照大神の魂を身に受け、生まれかわるということになり、初めて天皇となる。

ことになるのか、本当にはわかっていません。

天皇が新しく収穫したお米を天照大神にささげて、ともに食べるわけです。これは見た人がいませんので、どういう 要な儀式です。悠紀殿の儀は昼間、主基殿の儀は夜中です。これは天皇だけが入ります、ほかの人はだれも入れない。

行事にするということは、よほどねじ曲げない限りは憲法にのっとっているとは言い得ない。

す。

110 —

当の天皇になり得ないと言われてきたわけです。

大嘗祭の儀式についてキリスト教の人たちは反対する人が多いのですが、仏教の教団の中では、大嘗祭にどう対応

日蓮聖人の遺文を読んでみたときに、そんな天照皇如来などという考え方が出てくるかどうか。だから、歴史を学ぶ

先ほど言ったように、天照皇如来みたいな発想であるならば、大嘗祭は大いに結構だとならざるを得ない。しかし、

言うようなやり方は困ると。だから、それだったら皇室神道として、神道式におやりになったらよろしい。そのかわ 対応していいか、 点まで踏まえて説いてこないものだから、教学を勉強したと言っているけれども、こういう問題にぶつかると、どう たどっていくと非常にすっきりしていますから、そこをちゃんとつかまないといけない。今までの教学が、そういう 方を無視した、あるいはねじ曲げた対応の仕方は問題があると思います。 ない教団が、そういう天皇家と関係のあるところと同じようなことで物を考えては困る。特にそれぞれの宗祖の考え る寺もありますから、こういうのは昔からのいきさつがあるので、それなりの対応の仕方があると思います。 信教の自由を完全に守りたいというクリスチャンに至っては、当然のことながら、全く不満があるということになる。 り国家は関係しない。国家予算も出さないという形をとればいい。そこをうやむやにするから、両方に不満がある。 だったら、すっきり神道儀式でやってもらいたい。神主か何かわけのわからないのが出てきて、いいかげんなことを ているけれども、 そうなると神道系統の人は、 あんな不自然な神道儀式はないという不満が残るわけです。 やるん う人がいますけれども、やはり神社と密接不可分の関係にある。それを、「取り払ったからいいではないか」と言っ て行って、何となく両者をつなげてしまった。鳥居について、「これは神道独特のものではない」などと、理屈を言 い事実だと思います。そういうねらいをもって、まずは大喪の礼を皇室神道儀式と国家行事とを幔幕一つでごまかし られたか。これをはっきりつかんでおかないと、わけがわからなくなってきます。 そういう意味では、 仏教の場合は、日蓮宗は勅額降賜をひけらかしているわけですが、そうでない泉涌寺その他天皇家と直接関係があ いずれにしても、日本国憲法に保障された信教自由の条文が、今、なし崩し的に破られてきていることは間違いな わけがわからないという状況を生んでいるのではなかろうか。そこらのところをあらゆる角度から 本宗の場合、日蓮聖人の考え方は読み方によっては幅が出るところがあるけれども、 基本線を

— 111 —

と同時に、

日蓮聖人の神祇観が何かということをもっと勉強してほしい。神様を日蓮聖人はどういうふうに考えてお

検討していかなければならないと思います。

そういう国家神道体制下における天皇と、それへの教団の対応の仕方という問題の中で、つい最近、『日蓮宗新聞』

聖人の信仰に真剣に生きようとしている人というのは違うなという感じがしました。こうした面では『日蓮宗新聞』 投稿がありました」と書いてある。数通ありましたと書かざるを得なかったということは驚きです。むしろ坊さんよ りも信者の中に、まともに物を考えている人がいる。私はこの投書を読んで、日蓮宗を見直しました。やっぱり日蓮 のです。 に投書が載りましたが、それは、信徒の投書だというのだけれども、天皇の戦争責任を無視してはならないというも そして、これは、『日蓮宗新聞』では初めてのことだと思いますが、投書の最後に「他にも数通同様趣旨の

を評価したいと思いますし、こういう投書が出てくる信者を持っているということはありがたいことだと思います。

どうも田中智学流教学にあまりに深入りし過ぎてしまって、それから抜け切れていないというのが、今の日蓮宗内

田中智学教学から学ぶべきは学びながら、それを越えていい時期だという感じがしてならないわ

-112

の現状ではないか。

ようですけれども、私は、これをやっていいと思う方は、おやりになったらいいと思いますが、一体、高佐さんの考 のことを書いてあります。この書物では、高佐貫長さんの考え方というのは一体何なのか、戦争中どうであったかと いうことを、詳しく論じたつもりです。今度の宗会(平成元年三月第六十二定期宗会)で九識霊断云々の問題が出た

ところで、 さきにも紹介した旧著ですが、『戦時下の仏教』を読んでほしいと思います。 この中で皇道仏教行道会

え方というのはどんなものかということは、ここは研究所ですから、歴史的に研究しておいていただきたい。 また、『十字仏教』『新日蓮教学概論』も一応読んでおいてもらいたい。一体どこに学ぶべき点があり、どこに大き

な問題があるのか、みんなで勉強しておく必要がありましょう。単なる無視ではならないと思います。これを注文と

して出しておきたいと思います。

※本稿は平成元年三月二十九日現宗研内で行った、研究例会にて講演されたものを筆録したものです。